

別紙

諮問第1664号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定及び本件非開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日〇、〇〇駅〇付近で拾得された猫について作成された拾得物件預り書、物件処分書、その他この件について作成された文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年3月31日付けで行った別表1に掲げる本件一部開示決定及び別表2に掲げる本件非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各処分は、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求は、令和4年12月15日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年11月20日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月27日（第215回第三部会）から令和6年1月29日（第217回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## ア 拾得物の取扱いについて

実施機関における拾得物の取扱いについては、遺失物法（平成18年法律第73号）等に定められている。遺失物法は「物件」の拾得及び返還に係る手続を定めているところ、「物件」には逸走、つまり自ら逃走した「家畜」も含まれており、「家畜」には牛や豚のほか、犬や猫などの愛護動物も含まれると解されている。そして、遺失物法4条において、拾得者は、速やかに拾得した物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない旨定めがあり、同法5条において、提出を受けた警察署長は、拾得者に対し提出を受けたことを証する書面を交付するものと定められている。当該書面については、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）2条等に「拾得物件預り書」とする旨定められており、同書面を作成後、提出者である拾得者等に交付するものとされている。

また、遺失物法10条及び遺失物法施行令（平成19年政令第21号）3条2項により、警察署長は、提出を受けた物件がその保管に不相当な費用又は手数を要する動物であって、返還、売却等を行うことができないと認められるときは、廃棄その他の処分を行うことができる旨定められている。そして、遺失物法施行規則16条等により、廃棄その他の処分をしたときは、「物件処分書」を作成する旨定められている。

上記廃棄その他の処分につき、提出を受けた物件が動物である場合は、遺失物法施行令4条において、これを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地においてこれを放つことにより行うものと定められているところ、規定上はこの場合にも「物件処分書」の作成を省略できるとはされていない。

なお、遺失物法4条3項において、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）35条の定めにより、所有者の判明しない犬又は猫の引取りを都道府県等に求めた拾得者については、遺失物法4条1項に定める遺失者への返還又は警察署長への提出という規定は適用されない。

## イ 本件各対象公文書及び本件請求文書について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件対象公文書1から3までを特定し、本件非開示情報1から11までについて、それぞれ非開示とする本件一部

開示決定を行い、「拾得物件預り書」及び「物件処分書」（以下、併せて「本件請求文書」という。）については、別表2に記載のとおり不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

別表1に掲げる本件各対象公文書は、〇〇警察署において取り扱った猫の保護事案（以下「本事案」という。）に関して作成されたものであり、本件対象公文書1は、同署の会計課において作成された「当署扱いの猫の保護について」と題する事実調査報告書、本件対象公文書2は、地域課において作成された「動物の保護」と題する、職員が動物を保護した際に作成する同署独自様式の文書、本件対象公文書3は、会計課において作成された「〇〇警察署からのお願い 写真のネコを探しています」と題するビラ・チラシ様の文書である。

#### ウ 本件一部開示決定の妥当性について

##### （ア）本件非開示情報1及び9について

本件非開示情報1は警察職員の氏名、生年月日及び年齢、本件非開示情報9は警察職員の氏名であり、これらはいずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当する。

実施機関によると、本件非開示情報1及び9はいずれも管理職ではない警察職員に係るものとのことであるところ、実施機関では管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員については、その氏名だけでなく、生年月日や年齢についても慣行として公にしていなかったことであるから、本件非開示情報1及び9は条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1及び9については、条例7条2号に該当し、同条4号の該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

##### （イ）本件非開示情報2及び10について

本件非開示情報2は猫の飼い主の住所、氏名及び電話番号であり、本件非開示情報10は届出人が猫を保護した場所並びに届出人の住所、氏名、電話番号、告知の可否及び飼育の希望の記載である。これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にす

ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報2及び10は、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3、7及び8について

本件非開示情報3及び7は、実施機関の職員と職員以外の第三者が本事案に関してやり取りした記録であり、実施機関が条例7条6号に該当するとして非開示としたものである。また、本件非開示情報8は、本件非開示情報7のうち、第三者の氏名や言動部分であり、実施機関が条例7条2号に該当するとして非開示理由を追加したものである。

審査会が確認したところ、本件非開示情報3及び7は、本事案に関する外部からの問合せや警察職員と第三者の会話の内容、第三者の行動等が日付などとともに具体的に記載されており、本件対象公文書1において開示された部分には実施機関の職員の執った措置等が記載されていた。この点、審査請求人は、非開示部分には猫を不法に遺棄した実施機関の犯罪行為が記載されており、非開示は当該行為の隠蔽行為である旨主張する。しかしながら、本件非開示情報3及び7は上記のとおり、専ら第三者の言動や第三者と実施機関の職員との会話の内容に係るものであり、それらは通常公にされることを予定しているものとは認められない。これらを公にすることとなれば、実施機関の職員の行う動物の保護や拾得物の処理に対する都民の信頼を損ない、今後の同種事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当する。

なお、実施機関は、本件非開示情報7のうち第三者の言動部分を細分化した上で本件非開示情報8として部分的に条例7条2号を非開示理由として追加しているが、上記のとおり本件非開示情報7は、第三者の具体的な言動又は第三者と実施機関の職員との会話に関する記載であり、これは特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本件非開示情報7は、全体として条例7条2号にも該当する。

したがって、本件非開示情報 3 は条例 7 条 6 号に該当し、本件非開示情報 7 は本件非開示情報 8 を含む全体が条例 7 条 2 号及び 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 4 について

本件非開示情報 4 は、本事案を受けて〇〇警察署の幹部が捜査を指揮した内容や捜査によって得られた評価、判断等が記載されており、実施機関が条例 7 条 4 号に該当するとして非開示としたものである。これらの情報は、今後の事件捜査や関係者の利害などに大きく影響するものと考えられることから、公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があると認められるため、条例 7 条 4 号に該当し、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報 5 について

本件非開示情報 5 は法人の名称等が記載されており、実施機関が条例 7 条 3 号に該当するとして非開示としたものである。本件対象公文書 1 においては当該法人等の活動に関する記載が開示されていることから、本件非開示情報 5 を公にすることにより、当該法人等に係る事業活動情報が明らかになり、その競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため、条例 7 条 3 号に該当し、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報 6 について

本件非開示情報 6 は、本事案に係る 110 番通報者及びその関係者に係る住所、氏名、生年月日、年齢等のほか、通報内容や現場での聴取内容のうち実施機関が公表していないものであり、これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、110 番通報の内容や警察職員に対して説明した内容については、通常第三者に明らかにされることはないという信頼関係に基づいて行われているものと認

められ、これらを公にすることになれば、実施機関に対する信頼が損なわれ、今後の110番通報受理事務に支障が生じるおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当する。

したがって、本件非開示情報6は、条例7条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報11について

本件非開示情報11は、〇〇警察署が作成したピラ・チラシ様の文書に記載された特定係の警察電話の内線番号である。実施機関によると、当該文書については現在一般に配布されていないものであり、本件非開示情報11についても通常公にしている警察電話の内線番号とのことである。これを公にすると、警察関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示、連絡等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

エ 本件非開示決定の妥当性について

実施機関は本事案において、保護した猫について拾得物としての取扱いをしなかったため、本件請求文書を作成していない旨説明する。

審査会が本件対象公文書1を見分したところ、本事案では保護した猫について拾得物として正規の取扱いをしていなかったことが確認された。仮に、本事案の猫について、実施機関が遺失物法に定める拾得物件として認識し、同法等に基づく取扱いをしていれば、提出を受けた際に拾得物件預り書を作成し、また、廃棄その他の処分をする際には物件処分書を作成していたものと思われるが、本事案においてはそれらの手続を踏んでいないとのことである。

したがって、本件請求文書について、不存在を理由に非開示とした決定は、結論において妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表1 本件一部開示決定

本件対象公文書		本件非開示情報		非開示理由
1	当署扱いの猫の保護について (令和〇年〇月〇日、 〇〇警察署会計課作成のもの)	1	警察職員の氏名、生年月日及び年齢	7条2号 及び4号
		2	「3飼い主」の非開示とした部分	7条2号
		3	・「4取扱状況」(13)の2行目21文字目から3行目12文字目まで、及び6行目4文字目から7行目17文字目まで ・「4取扱状況」(14)の1行目7文字目から11文字目まで ・「4取扱状況」(16)1行目17文字目から20文字目まで、及び1行目23文字目から4行目24文字目まで	7条6号
		4	・「4取扱状況」(14)の3行目から4行目まで ・「4取扱状況」(15)の非開示とした部分	7条4号
		5	・「4取扱状況」(8)の非開示とした部分(警察職員の氏名を除く。) ・「4取扱状況」(17)の非開示とした部分 ・「3今後の対応」の非開示とした部分	7条3号
		6	・「1保護の状況」の非開示とした部分(警察職員の氏名を除く。) ・「4取扱状況」(1)、(2)、(3)及び(7)の非開示とした部分(警察職員の氏名を除く。)	7条2号 及び6号



		7	「4 取扱状況」(11)、(12)、(18)、(20)、(21) 及び (22) の非開示とした部分 (警察職員の氏名を除く。)	7 条 6 号
		8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「4 取扱状況」(11) の 1 行目10文字目から 3 行目 5 文字目まで</li> <li>・「4 取扱状況」(12) 1 行目12文字目から 2 行目13文字目まで、及び 5 行目10文字目から 6 行目まで</li> <li>・「4 取扱状況」(18) 1 行目13文字目から 2 行目まで</li> <li>・「4 取扱状況」(20) 1 行目 6 文字目から 2 行目まで</li> <li>・「4 取扱状況」(21) 1 行目20文字目から 3 行目まで</li> <li>・「4 取扱状況」(22) 1 行目 19 文字目から 29 文字目まで、2 行目 26 文字目から 4 行目 3 文字目まで、及び 4 行目 14 文字目から 5 行目まで</li> </ul>	7 条 2 号
2	動物の保護 (令和〇年〇月〇日受付、〇〇警察署のもの)	9	警察職員の氏名	7 条 2 号 及び 4 号
		10	上記以外の非開示とした部分 (動物の保護場所並びに届出人の住所、氏名、電話番号、告知の可否及び飼育の希望)	7 条 2 号
3	「〇〇警察署からのお 願い 写真のネコを探 しています」(〇〇警察 署会計課作成のもの)	11	警察電話の内線番号	7 条 6 号

別表2 本件非開示決定

本件請求文書	非開示理由
○年○月○日○、○○駅○付近で拾得された猫について作成された拾得物件預り書及び物件処分書	作成しておらず、存在しない。